

家庭用合併処理浄化槽補助制度をご活用ください

太良町では、生活排水を全部処理することができる浄化槽の設置を推進しています。従来の浄化槽設置費補助制度に加え町単独の上乗せ補助や単独浄化槽・汲み取り便槽の撤去費用、宅内配管の設置費用の補助も継続します。

浄化槽設置費補助制度

・対象者

個人住宅に浄化槽を設置する人

・対象地域

太良町内全域（竹崎漁業集落排水処理施設の処理区域を除く）

・補助対象となる浄化槽

- (1) 国の補助基準を満たす機能を有する浄化槽
- (2) 家屋の新築又は増築する際の浄化槽設置については、汚水処理未普及解消につながるもの

・申請受付期間

令和8年4月1日より随時受け付けます。

※予算の上限に達した場合、申請受付できない場合があります。

・補助金額

人槽区分	補助金基準額	上乗せ補助額	補助限度額
5人槽 (延床面積 130㎡未満)	332,000円	150,000円	482,000円
7人槽 (延床面積 130㎡以上)	414,000円	200,000円	614,000円
10人槽 (2世帯住宅)	548,000円	200,000円	748,000円
単独処理浄化槽や汲取り便槽から合併処理浄化槽へ転換される場合	単独浄化槽撤去費補助		150,000円
	汲み取り便槽撤去費補助		120,000円
	宅内配管設置費用補助		330,000円

※国・県の補助基準の改定により、補助金額、補助対象等が変更されることがあります。

※令和8年4月1日以降に申請・着工のもの

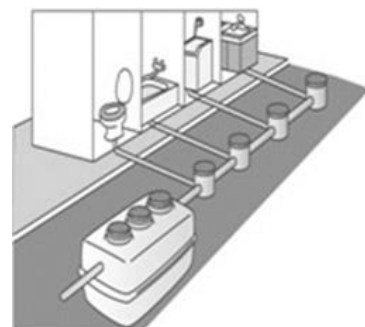
（例）汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合の補助限度額

- ・5人槽を設置した場合

482,000円（浄化槽）+120,000円（撤去費）+330,000円（宅内配管工事費）=932,000円

- ・7人槽を設置した場合

614,000円（浄化槽）+120,000円（撤去費）+330,000円（宅内配管工事費）=1,064,000円



問い合わせ先 環境水道課（67-0792）